

第 15 号議案

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部
を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 8 年 6 月 19 日

滋賀県教育委員会

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を
改正する条例案に関する知事への意見について

格別の意見はない。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等 の一部を改正する条例案

1 改正の理由

人事院規則の一部改正に伴い、国家公務員において新たに被害者参加人として裁判所等に出頭することが特別休暇(官公署出頭休暇)の対象とされたことから、滋賀県においても、国家公務員に準じた休暇制度を整備するため、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要

- (1) 職員が被害者参加人として裁判所等に出頭することを理由に休暇を願い出たときは、特別休暇を与えることができることとする。
- (2) この条例は、公布の日から施行する。

※上記の改正を行うため、令和8年7月県議会において、勤務時間条例の一部改正(知事部局一括改正)を行う。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
案要綱

1 改正の理由

人事院規則 15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴い、国家公務員において新たに被害者参加人として裁判所等に出頭することが特別休暇（官公署出頭休暇）の対象とされたことから、滋賀県においても国家公務員に準じた休暇制度を整備するため、滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）ほか2条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 次に掲げる条例について、職員が被害者参加人として裁判所等に出頭することを理由に休暇を願い出たときは、特別休暇を与えることができることとします。

ア 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例

イ 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）

ウ 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

議第 号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和8年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例
次に掲げる条例の規定中「参考人等」の右に「または被害者参加人」を加える。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第19条第4号
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第20条第4号
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第19条第4号

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第19条 省略</p> <p>第20条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>	<p>第1条～第19条 省略</p> <p>第20条 職員が次に掲げる理由により正規の勤務時間中に勤務することができない場合において、職員から願出があつたときは、任命権者は、その都度必要と認める期間を特別休暇として与えることができる。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等<u>または被害者参加人</u>として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署への出頭</p> <p>(5)・(6) 省略</p> <p>第21条以下 省略</p>